

○聖籠町議会議員及び長の選挙公報の発行に関する条例

昭和 5 8 年 7 月 1 日

条例第 2 3 号

(選挙公報の発行)

第 1 条 聖籠町議会議員及び長の選挙においては、公職選挙法(昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。)第 1 7 2 条の 2 の規定により、聖籠町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)は、この条例の定めるところにより候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を選挙ごとに 1 回発行しなければならない。

(掲載文の申請)

第 2 条 聖籠町議会議員及び長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添え、町委員会にその指定する期日までに文書で申請しなければならない。

(選挙公報の発行手続)

第 3 条 町委員会は、前条の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

- 2 1 の用紙に 2 人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は町委員会がくじで定める。
- 3 前条の申請をした候補者又はその代人は、前項のくじに立ち合うことができる。

(選挙公報の配布)

第 4 条 町委員会は、選挙公報を当該選挙に用うべき選挙人名簿に記載された者の属する世帯に対して選挙期日の前日までに配布するものとする。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第 5 条 法第 1 0 0 条第 1 項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行の手続は中止する。

(選挙公報に関しその他必要な事項)

第 6 条 この条例に規定するもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、町委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 0 年 6 月 3 0 日条例第 2 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年６月１０日条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。